

## 第 1 部 平成 1 7 年雇用表の概要



## 第1節 雇用表の概要

### 1 雇用表の概念

「雇用表」は、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、雇用者数（常用雇用者数，臨時・日雇雇用者数），有給役員数，個人業主数及び家族従業者数に分けて表示したものである。したがって，雇用表の部門分類も取引基本表と同様に，アクティビティ（生産活動）に基づく分類となっている。

なお，雇用者及び有給役員の所得は，取引基本表の「雇用者所得」に対応し，個人業主及び家族従業者の所得は「営業余剰」に含まれている。

この雇用表からは，投入係数，生産誘発係数等に対応する労働投入係数，労働誘発係数等が計算できる。労働投入係数は，単位生産額当たり直接に必要な労働量を示すものであり，一般的には労働生産性の逆数に相当するものである。労働誘発係数は，最終需要が1単位増加したとき，直接・間接に誘発される財・サービスの生産のために各部門別の労働量がどれだけ必要になるかを示すものである。

これらの係数を用いることにより，各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及効果分析等を行うことが可能となる。

### 2 雇用表の見方

(1) ここでは，雇用表の基本部門を108部門として推計し，108部門表（中分類），36部門表（大分類），13部門表（簡易分類）の3種類を作成した。

なお，産業連関表で特殊な取り扱いをする部門の「住宅賃貸料（帰属家賃）」，「自家輸送」（いずれも108部門表）及び「事務用品」（36部門表及び108部門表）は，従業者はないものとしている。

(2) 雇用表の表側の部門は取引基本表の列部門と一致しており，事業所を単位とする分類ではなく，産業連関表の概念・定義に基づく，いわゆるアクティビティーベース（生産活動単位）の分類に対応している。

(3) 表頭は，従業者の従業上の地位別内訳であり，従業上の地位別従業者数の範囲は次のとおりである。

個人業主：個人経営の事業所の事業主で，実際にその事業所を経営している者。

家族従業者：個人業主の家族で，賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。一般の従業員と同等の賃金や給料を受けている者は雇用者に分類する。

有給役員：常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても，職員を兼ねて一定の職務に就き，一般の従業員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は，雇用者に分類する。

常用雇用者：1か月以上の期間を定めて雇用されている者、及び18日以上雇用されている月が2か月以上継続している者。この条件を満たす限り、見習、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。

臨時・日雇：1か月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者のうち、1か月のうち18日以上雇用されている月が継続しない者。

(4) 産業連関表の枠組みの中で、労働投入量を表章する方法は、人数や労働時間、延べ人日等、必ずしも一意的に定められるものではないが、取引基本表の作成方法との整合性に配慮して以下のとおり作成している。

ア 労働投入量を年平均従業者数で表す。

イ 1人が複数の事業所で就労している場合は、それぞれの事業所が属するアクティビティ上に重複計上する。

ウ 1人が同一事業所内で複数のアクティビティに従事している場合は、それぞれのアクティビティに配分して計上する。

(5) 従業者数をアクティビティーベース（生産活動単位）で表すことは、機械的にできない側面もあり、現実の人数・単価と対応するとは限らない。よって、雇用表は、労働投入量を表す参考指標の1つとして捉えるべきものである。

以上のことから、本書の部門別従業者数を他の統計調査と比較する場合には注意が必要である。また、部門の再編や推計方法の見直しにより、過去の数値との単純な比較はできないので御留意ください。